

環境法規制等登録簿

No.	法規制等	設備・事業活動 環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の有無
1	大気汚染防止法	ボイラー (炉筒煙管ボイラー費量 224.8L/h、電熱面積30.2㎡ 蒸気発生量2.5ton/h) 大気汚染・地球温暖化	法第6,8,11,12、法第3 条(排出基準)法第16 条(ばい煙量又はばい 煙濃度の測定し記録、 3年間保存。30万円以下 罰則創設。)法第17 条の2(事業者の責務)	ばい煙発生施設の 設置届、廃止届	なし 施設管理 担当	☐ ☐ ☐	ばいじん濃度 535.29g/h以下 硫黄酸化物濃度 0.669Nm ³ /h以下 窒素酸化物 80volppm以下 (年2回測定)	☐ ☒ ☐	ばい煙発生施設設置 届出書 ばい煙発生施設使用 廃止届出書(現状なし) ボイラー点検表	ばい煙量、ば い煙濃度の測定 及び記録	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に向 く	基準値 問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	○
2	自動車から排出される窒素 酸化物及び粒子状物質の 特定地域における総量の削 減に関する特別措置法(自動 車NOx・PM法)	営業車(ディーゼル車、14 台) 大気汚染・地球温暖化	法第4条(事業者の責 務)	車検証	なし 安全運 転管理 者	☐ ☐	Nox:5.9g/kwh PM:0.49g/kwh (車輛重量3.5t超、中車 両)	☐	車検証 使用車種規制 (Nox PM)適合	自動車排出窒 素酸化物の排 出抑制の措置 は対策済み。	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	基準値 問題なし	2024年3月22日	業務部門	事務局	○
3	下水道法	産業廃棄物処理施設(貯油 施設等) 水質汚濁	法第10条(排水設備の 設置)法第11条2項(使 用開始届出)法第12条 (除害設備の設置)法 第12条2項(下水の排 除の制限)法第12条3 項(設置届出)法第12 条4項(変更の届出)法 第12条9項(事故の措 置)	指定事業所に係る変更 許可申請書 指定事業 所に係る変更概要書 公害防止方法変更計 画書 排水の汚染状態 及び量等の明細書 排 水の処理方法概要書 公共下水道の使用届 工事完了届	なし 施設管理 担当者	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	Ph5～9 温度45℃未満 沃素消費量220未満 n-ヘキサン(鉱物) 5mg/l未満 フェノール類0.5mg/l未満 (伊 勢原市下水排除基準) ※1日の排水量50㎡以上は 月一回の測定する事。	☐ ☐ ☐ ☒ ☒	特定施設の設置届 特定施設の使用届 公共下水道の使用 届 (現状なし) 工事完了届(現状 なし)	水質の測定 記録の義務(50 ㎡/日) 水質基準の順 守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に向 く	基準値 問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	○
4	水質汚濁防止法	産業廃棄物処理施設(貯油 施設等) 事故発生時の水質汚濁	法14条(測定、記録の 保存)法14条の2の3、 4項(事故時の措置)法 31条(罰則)	知事へ事故発生の届 出	なし 施設管理 担当者	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	該当なし Ph5～9 温度45℃未満 生物化学的酸素要求量 600mg/l未満 浮遊物質質量600mg/l未満 n-ヘキサン 30mg/l未満 (県条例施行規則)	☒	事故報告書 (現状なし)	水質の測定 記録の義務(50 ㎡/日) 事故報告 産業廃棄物管 理規定より 測定 1回/月	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	○
5	騒音規制法	送風機(22kw) コンプレッサー(2.2,1.5 kw) 騒音	法第4条(規制基準) 法第5条(順守義務) 法第6、10、14条(事前 届出)	特定施設の設置届 特定施設の使用届 騒音の処理方法概要 書 工事完了届	なし 施設管理 担当者	☐ ☐ ☐	8:00～18:00 65デシベル以下 6:00～8:00・18:00～23:00 6070デシベル以下 23:00～6:00 50デシベル以下 (県条例施行規則)	☐ ☒ ☒	特定施設の設置届 特定施設の使用届 (現状なし) 工事完了届 (現状なし)	規制基準順守 産業廃棄物管 理規定より 測定 1回/5年	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に向 く	※産業 廃棄物 処分業 許可更 新前に 実施 (次回令和9年11 月まで)	2024年3月22日	製造部門	事務局	○
6	振動規制法	コンプレッサー(2.2,1.5 kw) 振動	法第4条(規制基準) 法第5条(順守義務) 法第6、10、14条(事前 届出)	特定施設の設置届 特定施設の使用届 振動の処理方法概要 書 工事完了届	なし 施設管理 担当者	☐ ☐	8:00～19:00 65デシベル以下 19:00～8:00 60デシベル以下 (県条例施行規則)	☐ ☒ ☒	特定施設の設置届 特定施設の使用届 (現状なし) 工事完了届 (現状なし)	規制基準順守 産業廃棄物管 理規定より 測定 1回/5年	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット 官公庁へ 調査に向 く	※産業 廃棄物 処分業 許可更 新前に 実施 (次回令和9年12 月まで)	2024年3月22日	製造部門	事務局	○

No.	法規制等	設備・事業活動	環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の有無
7	消防法	工場内消防用設備点検 地下タンクの気密漏洩検査 D-OIL製造設備 天然資源枯渇・エネルギー		法第11条(設置の許可)法第9条4項(指定数量未満の危険物取扱い)法第2条(指定数量) 施行令第1条12項別表4(指定可燃物)法13条(危険物の取扱い)法第14条の3の2(地下タンクの定期点検)	危険物取扱届 指定可燃物取扱届 地下タンク設置許可届 地下タンク貯蔵所点検表 消防用設備点検結果報告 少量危険物取扱貯蔵所届 危険物保安監督者届出書 ボイラー設置届 ボイラー廃止届	危険物取扱者(乙種四類)一級ボイラー技士 施設管理担当者	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	地下タンク(灯油)最大貯蔵量3,100L(3.1倍)(通常は1,000L) D-OIL最大貯蔵量(少量危険物貯蔵所)1,999L(第4類3石、非水溶性) ※D-OILは引火点110℃ なので3石に該当 メタノール最大貯蔵量399L	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	危険物取扱届 指定可燃物取扱届 地下タンク設置許可届 消防用設備点検結果報告 少量危険物取扱所届	規制基準順守	施設管理担当者	広報、インターネット 消防本部へ調査に出向く	通常貯蔵量 灯油 2500L D-OIL 1900L メタノール 82.8L 問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	○
8	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法) フロン類回収破壊法	業務用エアコン・冷蔵庫・冷凍庫の室外機 オゾン層の破壊		法第2条(点検)・法第4条(廃棄時)	該当なし	なし 施設管理担当者	☐	廃棄時の確実な回収・破壊される措置。排出抑制の為の措置を講じること。 簡易点検。	☐	回収依頼書若しくは、委託確認書	機器の使用に関する義務、機器の廃棄に関する義務	施設管理担当者	広報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	○
9	食品循環資源の再生利用等に関する法律 (食品リサイクル法)	省資源		法第2条(食品循環資源を飼料・肥料に再生利用)	該当なし		☐	製品利用に努める	☐	該当なし	製品利用に努める	施設管理担当者	広報、インターネット 官公庁へ調査に出向く	問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	×
10	肥料の品質の確保等に関する法律	肥料の販売 販売業者保証票 販売業務についての届出		法第18条 法第23条	販売業務についての届出	なし 営業部門長	☐	該当なし	☐	帳簿の備付 (2年間保存)	法規制順守	施設管理担当者	広報、インターネット 官公庁へ調査に出向く	問題なし	2024年3月22日	事務管理部門	事務局	○
11	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	事務所(エアコン、ブラウン管・液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫) 廃棄物発生 天然資源枯渇 地球温暖化		法第6条		なし 事務部門長	☐	廃棄物の抑制。再利用、再資源化を促進すること。排出時は適切に引渡し、支払いに応じる。	☐	(家電リサイクル券)	廃家電の排出時に引渡し、支払い義務	施設管理担当者	広報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	事務管理部門	事務局	○
12	小型家電リサイクル法	事務所(携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、CD・MD・デジタルオーディオプレーヤ、電子辞書) 廃棄物発生 天然資源枯渇 地球温暖化		法第7条		なし 事務部門長	☐	廃棄物の抑制。再利用、再資源化を促進すること。排出時は適切に引渡すこと。	☐	該当なし	排出時は適切に引渡すこと。	施設管理担当者	広報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	事務管理部門	事務局	○
13	資源有効利用促進法	廃パソコン、複写機、金属性家具、小型二次電池使用機器(プリンター、携帯電話、火災警報装置、防犯警報装置)		法第4条		なし 事務部門長	☐	廃棄物の抑制。再利用、再資源化を促進すること。	☐	該当なし	排出時、納入業者に引渡す。H15.10以前のパソコンについてはリサイクル料金を支払う。	施設管理担当者	広報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	事務管理部門	事務局	○
14	自動車リサイクル法	営業車輛 廃棄物発生 天然資源枯渇 地球温暖化		法第8条		なし 安全運転管理者	☐	使用済みの自動車の引渡し。リサイクル費用を資金管理法人に預託すること。	☐	該当なし	リサイクル料金の支払いの義務 使用済みとなった自動車の引渡し義務	施設管理担当者	広報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	業務部門	事務局	○

No.	法規制等	設備・事業活動	環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の有無
15	道路交通法	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー		法第22条 法第50条2項、51条 法第57条 法第70条		なし 営業課長	☒	速度違反 駐車禁止 過積載 安全運転	☒	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日	業務部門 営業部門	事務局	○
				法施行規則第9条の8 (安全運転管理者の選 任)	自家用自動車5台以上	安全運転 管理者	☒	該当なし	☒	該当なし	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日			
				一部改正		安全運転 管理者	☒	免許取得・更新時の一定 の病気等を把握する制 度 無免許運転の厳罰化	☒	該当なし	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日			
				施行令第71条5の5		安全運転 管理者	☒	スマホ・カーナビの「なが ら運転」罰則強化	☒	該当なし	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日			
				法第119条 第120条		安全運転 管理者	☒	「あおり運転」を妨害運転 剤として規定	☒	該当なし	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日			
				施行規則第9条の10 (安全運転管理者の業 務拡充) 施行規則第9条の10 の一部改訂		安全運転 管理者	☒	運行前後の酒気帯び有 無の確認と記録保管の 義務化 アルコール検知器使用義 務化が適用となった。	☒	アルコールチェック 記録を1年間保存	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日			
15	道路交通法	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー		法第74条の3第1項、 第4項7項(安全運転管 理者の選任義務違反 等に対する罰則の引 上げ)		安全運転 管理者	☒	安全運転管理者の選任 義務及び解任命令 安全運転確保のための 是正措置命令への規則 強化	☒	安全運転管理者・ 副安全運転管理者 資格認定証	法規制順守	営業課長	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日	業務部門 製造部門	事務局	○
				道路交通法 第63条の 11		安全運転 管理者	☒	自転車の運転者は、乗車 用ヘルメットをかぶるよう 努めなければならない。	☒	自転車点検表	法規制順守	総務	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日			
				道路交通法第71条第 5号の5		安全運転 管理者	☒	自転車運転中の携帯電 話等の使用禁止(通話、 画面注視)	☒	該当なし	法規制順守	総務	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年10月31日	業務部門 製造部門	事務局	○
				改正道路交通法117条 の2の2第1項3号・117 条の3の2第2号・3号		安全運転 管理者	☒	自転車の酒気帯び運転	☒	該当なし	法規制順守	総務	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年10月31日			
16	自動車運転死傷行為処罰 法	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー		第2条 第3条 第6条		安全運転 管理者	☒	刑法から新法に移行、適 用要件が追加、拡大(飲 酒、薬物運転の死傷事故 の重罰、無免許運転の加 重など)	☒	該当なし	法規制順守	営業課長	インター ネットで の調査	問題なし	2024年3月22日	業務部門 営業部門	事務局	○
17	道路運送車両法	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー		法第2条 法第3条 法第4条		なし 営業課長	☒	車輛の長さ、幅、高さ 車輛の最低地上高 車輛総重量の厳守	☒	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日	業務部門	事務局	○
				一部改正 自動車検査証の電子 化及び記録等事務委 託制度関係 公布: 令和4年5月20 日 施行: 令和5年1月1 日			☒	電子車検証の発行ICタ グによる車検証情報の確 認 ・車検証の有効期間 ・所有者指名・住所 ・使用者住所 ・使用の本拠位置 が券面非表示となる	☒	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日	業務部門	事務局	○

No.	法規制等	設備・事業活動	環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の有無
18	自動車点検基準	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー 地球温暖化		道路運送車輛法より 法第47条 法第47条2項		なし 営業課長	☒ ☒	使用者の点検及び整備 の義務 日常点検整備の順守	☒ ☒	運転営業日報 車検証	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日	業務部門 営業部門	事務局	○
19	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー 地球温暖化		法第37条(粒子状物質 排出基準の順守) 第39条(荷主の義務) 第43条(自動車等の適 正整備の努力義務) 第51条(エコドライブ義 務) 第52～54条(アイドリン グ禁止)	車検証	なし 営業課長	☒	粒子状物質の量許容限 度0.18g/kwh(車輛総重 量2.5t 超)	☒	車検証	自動車排出窒 素酸化物の排 出抑制の措置 は対策済み。	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	基準値 問題なし	2024年3月22日	業務部門	事務局	○
20	毒劇物取締法	硫酸・苛性ソーダ・苛性カリ メタノールの使用 省資源・土壌汚染 水質汚濁		法第4条 法第5条 法第6条 法第8条 法第10条 法第11条 法第12条 法第17条	・営業の登録 ・販売業の登録の種類 ・登録基準 ・登録事項 ・毒物劇物取扱責任者 の資格 ・毒物劇物取扱責任者 の資格 ・届出 ・毒物又は劇物の取扱 ・毒物又は劇物の表示 ・事故の際の措	劇毒物取 扱責任者 工場長 事務課長	☒ ☒ ☒ ☒ ☒	毒物劇物一般販売登録 盗難防止 飛散、漏れ、流出、地下 に浸透の防止 毒物・劇物の表示義務 MSDSの交付義務	☒ ☒ ☒ ☒	毒物劇物受領書綴 在庫管理表 工場施設点検表 (毒劇物保管状況 点検)	法規制順守保 管管理の厳守	施設管理 担当者	冊子「ISO 環境法」 を確認	問題なし	2024年3月22日	事務管理 部門	事務局	○
21	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	廃油処理施設全般 悪臭発生 水質汚濁 騒音 振動 マニフェスト		法第3条(事業者の責 務)法第12条(事業者 の処理)施行令6条(収 集運搬車輛の表示、 備え付け)法第12条の 3(マニフェスト・報告) 法第14条(廃棄物処理 業)法第20条の2(廃棄 物再生事業者)施行規 則第16条の2(登録基 準)法第5条(通報努力 義務)、法第12条の3 (マニフェストA票保存5 年)、施行令27条(収 集運搬許可の合理 化)、法第14条(許可 期間の特例)、(処理 困難時の通知) 施行規則第7条(保管 場所の掲示板) 施行規則第8条(保管 基準) 規則第8条の31の3～6 電子マニフェスト3日 ルール(3日ルールの 緩和措置) 許認可に関わる欠格 要件の見直しと申請書 添付書類の変更(申請 手引きを確認)	産業廃棄物処分業許可証(中間処分) 産業廃棄物収集運搬業許可証	社長 営業課長 工場長 事務課長	☒	該当なし	☒ ☒ ☒ ☒ ☒	産業廃棄物処分業許可証(中間処分) 産業廃棄物収集運搬業許可証 マニフェスト(保存期間5年) 廃棄物再生事業者登録証明書 管理票交付状況等報告書(年1回)	・許可内容に適 合した中間処 分・収集運搬。 ・契約書の取り 交わし ・廃棄物の飛 散防止 ・運搬車輛へ の表示 ・許可証写しの 車輛携帯 ・マニフェストの 交付	施設管理 担当者	環境省 HPより	問題なし	2024年3月22日	製造部門 事務管理 部門 業務部門 営業部門	事務局	○

No.	法規制等	設備・事業活動	環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の有無
22	道路運送車両の保安基準 (省令)	営業車輛 天然資源枯渇 エネルギー 地球温暖化		道路運送車輛法より 法第5条 法第8条5項 法第9条 法第10条 法第12条		なし 営業課長		安定走行 速度 走行装置(タイヤ) 操縦装置 制動装置の厳守 『後退時車両直後確認装 置(バックカメラ)』の装着 義務化※2022年以降の 新型車のみ		車検証	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官 報、イン ターネット	問題なし	2024年3月22日	業務部門	事務局	○

No.	法規制等	設備・事業活動 環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の有無
23	神奈川県的生活環境の保全等に関する条例	ボイラー、D-OIL製造施設、ミートミール製造施設、油水分離装置 大気汚染 悪臭発生 水質汚濁 騒音 振動	条例第3条1項、第2項第4号、第6～14号 条例第8条(指定事業所の設置届出)	ボイラー、D-OIL製造施設、ミートミール製造施設、油水分離装置の設置届・廃止届	なし 施設管理 担当者	☒	条例施行規則別表第151. (5)蒸留施設 (8)破砕施設 (7.5kw以上の原動機) 61.(1)ボイラー	☒	指定工場に係る変更許可申請書	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	○
		貫流ボイラー	条例25条関係	設置届・廃止届	なし 施設管理 担当者	☒	ばい煙の濃度基準なし、事業所の総量規制として重油換算で1時間当たり4.0kl以上が規制対象	☒	指定工場に係る変更許可申請書	該当なし	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	×
24	伊勢原市環境基本条例	ボイラー、D-OIL製造施設、ミートミール製造施設、油水分離装置 大気汚染 悪臭発生 水質汚濁 騒音 振動	<基本的な施策> 公害発生の防止、廃棄物の減量及び資源化の促進、再生資源の利用の促進、地球温暖化対策に関する施策の推進、温室効果ガスの排出の抑制。 <特徴> 「環境教育の充実及び環境学習の振興」 事業者:事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努める。		なし 施設管理 担当者	☒	該当なし	☒	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	インターネットでの調査	問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	○
25	協定その他同意した要求事項 (ファミリーマート)	営業車両・収集業務 土壌汚染他	該当なし	該当なし		☒	該当なし	☒	該当なし	別紙参照	営業課長		問題なし	2024年3月22日	業務部門	事務局	○
26	危険物の規制に関する規則	地下貯蔵タンク (設置S51.5.29) (変更H10.10.21)	地下貯蔵タンクのもれ防止について既存施設について対策(設置から20年以上経過したもの)	該当なし	なし 施設管理 担当者	☒	設置(H10.10.21)より20年までにもれ防止対策	☒	該当なし		施設管理 担当者		現在は問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	○
27	神奈川県条例(受動喫煙防止条例)	該当なし	該当なし	該当なし		☒	禁煙禁止区域(学校・病院など)でたばこを吸った場合は2万円以下の罰金、施設管理者が義務を果たさない場合は5万円以下の過料となる。	☒	該当なし		施設管理 担当者		問題なし	2024年3月22日	事務管理部門	事務局	×
28	悪臭防止法	廃油処理施設全般 ミートミール製造施設、オリ粕クッカー施設等からの悪臭発生	第3条:工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定 第4条第2項:臭気指数及び臭気排出強度の規制基準		なし 施設管理 担当者	☒ ☒ ☒	1種地域(第一種住居地域):臭気指数10 2種地域(準工業地域):臭気指数15 工業地域臭気指数 3未満	☒	該当なし	規制基準順守 産業廃棄物管理規定より測定 1回/5年	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット 官公庁へ調査に向く	※産業廃棄物処分業許可更新前に実施 (次回令和9年11月まで)	2024年3月22日	製造部門	事務局	○
29	計量法	3トン秤量器	第19条	該当なし	なし 工場長	☒	2年に一度の定期検査	☒	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	経済産業省ホームページ	問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	○

No.	法規制等	設備・事業活動	環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の 有無
30	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)	該当なし		法律第48号の一部改訂 マイナンバーカードと保険証の一体化 公布 2022年6月9日 現保険証の廃止は2024年12月2日(猶予期間2025年12月2日)	該当なし	管理部長	☒	該当なし	☒	該当なし	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	総務部門	事務局	×
31	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	石田工場、歌川工場使用のエネルギー(石油、電気)管理 天然資源枯渇		該当なし	該当なし	なし 施設管理 担当者	☒	該当なし 法令上、報告義務のある特定事業者には該当しないが、省エネの観点で石田本社工場、歌川工場全体で法に基づいたエネルギー管理を行う。	☒	該当なし	エネルギー使用実態の把握(日常及び年間) 省エネに向けた改善の検討と実行	施設管理 担当者	環境省HPより	問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	×
32	伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例	小規模受水槽水道(2m ³) 飲料水としての安全衛生		該当なし (第14条:検査の受検 第14条1項1号:衛生管理)	該当なし	なし 施設管理 担当者	☒	該当なし 条例は容量8m ³ 小規模受水槽水道が対象だが、飲料水として使用されるケースもある為安全衛生の観点から条例に準じた対応を行う。	☒	該当なし	セルフチェック 水槽の検査(水槽の状態点検) 水質の検査(残留塩素の検査) 清掃(1年以内ごとに1回)	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット 官公庁へ調査に出向く	問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	×
33	電気事業法	自家用電気工作物の定期点検(電気事業者による)		法57条:調査の義務	該当なし	電気管理 技術者教会へ外部委託	☒	自家用電気工作物が基準に適合しているかどうかの調査を行う。	☒	自家用電気工作物 定期点検報告書 電気工作物月次点検報告書	定期点検(年1回)	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット 官公庁へ調査に出向く	問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	○
34	働き方改正関連法	該当なし		該当なし	該当なし	部門長	☒	該当なし	☒	該当なし	法規制順守	部門長	広報、官報、インターネット 官公庁へ調査に出向く	問題なし	2024年3月22日	全部門	事務局	×
35	水銀汚染防止法(水俣条約関係法令)	水銀使用製品産業廃棄物の廃棄(蛍光灯) 大気汚染 土壌汚染 水質汚濁		条約第11条	該当なし	工場長	☒	保管 処理の委託	☒	委託契約書 マニフェスト	法規制順守	施設管理 担当者	広報、官報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	全部門	事務局	○
36	廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン	廃棄物処理業		該当なし	該当なし	部門長	☒	該当なし	☒	該当なし	新型コロナウイルスの感染拡大防止及び感染対策による事業継続	部門長	広報、官報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	全部門	事務局	○
37	飼料安全法	食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン		令和2年8月26日農林水産省令第56号	食品循環資源利用飼料製造事業場適合状況確認届	部門長	☒	加熱処理工程の有無(100℃以上6分と同等以上)	☒	加熱処理に係る温度及び時間の管理記録を2年間保存	法規制順守	部門長	広報、官報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	製造部門	事務局	○

No.	法規制等	設備・事業活動環境影響	法規制の項目	官庁へ届出・報告	資格者 管理者	確認	法/規制値	確認	法定帳簿/書類/伝票	義務その他	情報入手 担当者	情報入手 方法	順守評価	評価日	担当部門	評価者	該当の有無
38	個人情報保護法	該当なし	該当なし	該当なし	管理部長	○	該当なし	○	該当なし	法規制順守	管理部長	広報、官報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	総務部門	事務局	○
39	プラスチック資源循環法	省資源	第4条	前年度の排出量再資源化の公表に努める	工場長 事務課長	○	該当なし	○	該当なし	法規制順守	工場長 事務課長	広報、官報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	製造部門 事務管理部門	事務局	×
40	労働安全衛生規則	営業車輛	第151条の67関係・74関係 トラックでの荷役作業時の安全対策の強化	該当なし	営業課長	○	・昇降設備の設置・保護帽の着用義務範囲の拡大 対象貨物自動車: 5t以上に 加え2t以上5t未満が追加 ・テールゲートリフターの業務従事者の特別教育の義務化。 受講者・科目等の記録及び3年間保存	○	該当なし	法規制順守	総務部長 営業課長	広報、官報、インターネット	問題なし	2024年3月22日	総務部門	事務局	○